

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正に
ついて

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正
する。

2025年（令和7年）6月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

1 一部を改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

公表の日

提案理由

この議案を提出したのは、調理補助員の勤務形態を多様化することにより、人員
の確保を図るため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 9 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正
する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 2 1 年藤沢市教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 職種が調理業務員である者の項中「1 6 1 2」を「1, 6 1 2」に改める。

別表第 4 職種が調理補助員である者の項中「8 0 6 時間」を「1, 6 1 2 時間の範囲内」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成２１年４月１日教委訓令甲第１号）新旧対照表

別表第４（第２条関係）

現行

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が調理業務員である者	５２週間について１６１２時間で勤務するものとする。１勤務は午前８時１５分から午後５時までとする。	（略）	（略）
職種が調理補助員である者	５２週間について８０６時間で勤務するものとする。１勤務は午前８時１５分から午後５時までとする。	（略）	（略）

改正後（案）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が調理業務員である者	５２週間について <u>１，６１２</u> 時間で勤務するものとする。１勤務は午前８時１５分から午後５時までとする。	（略）	（略）
職種が調理補助員である者	５２週間について <u>１，６１２時間の範囲内で</u> 勤務するものとする。１勤務は午前８時１５分から午後５時までとする。	（略）	（略）